

【別添】

令和6年3月

茨城県土木部監理課建設業担当

対面による経営事項審査の実施について

令和6年度上半期の対面審査については、下記のとおり実施します。

1 対象期間

令和6年度上半期（令和6年4月～令和6年9月）

2 審査日程

別添日程表のとおり

3 申込方法

（1）茨城県経審予約システムによる予約

- ・ 申込は、茨城県経審予約システムにより予約していただきます。システムの利用方法等については、監理課建設業担当ホームページを御確認ください。

（URL: <https://airrsv.net/yoyakukeishin/calendar?schedId=s00009911F> ）

- ・ 希望日に直接予約を入れていただくことが可能（※）です。

※ 複数の枠に同一建設業者名で予約がされている場合、全ての予約を無効として扱います。

また、別の建設業者や架空の業者名等を用いた仮押さえ等の行為があった場合も、同様です。

（2）受付期間

申込（予約）の受付期間は、希望日の50日前から3週間前の日までの間となります。

4 審査会場

県庁11階 経営事項審査会場（従来どおり）

※ 変更となる場合があります。

5 当日持参する書類

(1) 申請書類一式

従来の対面審査と同様の書類を持参してください。書類の送付による審査とは異なる点(※)がございますので注意してください。

詳細については、「経営事項審査の手引き」(監理課建設業担当ホームページ参照)を御確認ください。

※ 特に、契約関係書類の確認は原則、工事経歴書に記載の全ての案件(その他を除く)を対象とします。契約書や注文書を速やかに提示いただけるように、事前の並べ替えやインデックスの利用等により準備方よろしくお願いします。

【例】業種毎に工事経歴書の順番通りに請負契約書等を並び替えておく等。

(2) チェックリスト

事前に別紙「チェックリスト(対面審査用)」により、書類を確認の上、作成したチェックリストを審査当日に持参してください。

6 その他

- ・経営事項審査来庁者受付票は廃止しました。
- ・対面審査は、主に、会社合併時等の特殊な申請の場合等で書類の送付による審査が困難な方を想定しております。
- ・体調不良の方は、来庁をお控えください。
枠も限られておりますので、できるだけ対面審査ではなく、郵送又は電子申請を御利用下さい。

経営事項審査(対面) 日程表／令和6年度上半期
(2024年度)

月	4月	5月	6月	
審査・受付日	①	4日	9日	6日
	②	11日	16日	13日
	③	18日	23日	20日
	④	25日	30日	27日
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
月	7月	8月	9月	
審査・受付日	①	4日	1日	5日
	②	11日	8日	12日
	③	18日	22日	19日
	④	25日	29日	26日
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			

(御注意)

- 指定日・指定時間までに会場においでください。
ただし、若干審査時間が前後する事がありますので、御了承願います。
○審査時間
① 9時枠(9時15分～)
② 10時枠(10時15分～)
③ 14時枠(14時00分～)
④ 15時枠(15時00分～)
※各枠4者まで
- 経営事項審査の有効期間は、審査基準日(決算日)から1年7か月の間に限られているため、決算終了後、登録経営状況分析機関に「経営状況分析」の申請を行い、経営状況分析結果通知書の交付を受けてください。
- 証紙又は印紙の金額は、「経営規模等評価手数料」と「総合評定値通知手数料」の合計となります。
「経営規模等評価手数料」・・・8,100円＋(2,300円×審査対象建設業業種数)
「総合評定値通知手数料」・・・400円＋(200円×審査対象建設業業種数)
※公共工事の発注機関に入札参加申請を行う場合、この「総合評定値の通知」を受けていることが要件とされることがあるため、どちらも必ず申請するようにしてください。
- 審査会場は、県庁舎内「経営審査会場」(行政棟11階南側)です。
- 経営事項審査のお申し込みは、茨城県経審予約システムにより行ってください。